

## 旧一関事業所における土壌汚染対策法にもとづく区域指定について

弊社の旧一関事業所の敷地について、土壌汚染対策法第3条による土壌汚染調査を実施し、その結果を2020年1月末に岩手県一関保健福祉環境センターに報告しておりましたが、2020年3月27日に岩手県より、同法第11条1項にもとづく区域指定を受けましたのでお知らせします。

### 1. 区域指定の概要

- ・ 指定対象地：NECプラットフォームズ株式会社旧一関事業所  
岩手県一関市柄貝1番地
- ・ 指定区分：形質変更時要届出区域
- ・ 指定面積：3,100㎡
- ・ 溶出量基準を超過した特定有害物質の種類：トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン  
クロロエチレン、カドミウム及びその化合物  
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- ・ 含有量基準を超過した特定有害物質の種類：鉛及びその化合物

※区域指定の詳細については、岩手県のホームページ（下記）に掲載される予定です。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/suishitsu/1005901.html>

### 2. 今後の予定

汚染された地下水が弊社敷地外に拡散することを防止するため、北東側構内道路および北西側丸池周囲に揚水バリア井戸を15本設置し、地下水を汲み上げる対策を、今後も継続して実施していきます。揚水した地下水は、水処理施設により有害物質を取り除き、また河川の混濁を防止するため鉄分を除去した上で、河川に放流しています。

建物の解体および汚染土壌の浄化等対策については、浄化の方法を含め現在計画を策定中です。

弊社は、この区域指定を真摯に受け止め、土壌汚染対策法を遵守するとともに、岩手県の指導に従い、対策措置を行ってまいります。なお、形質変更時要届出区域とは、指定された土地の形質を変更する際に、弊社が岩手県にその届出を行うことを義務付けられたものであり、汚染土壌の即時除去等を命じられたものではありません。

近隣にお住まいの皆様には、ご心配をおかけすることになり深くお詫び申し上げます。